本日の講演

15:00-15:35

生物多様性条約第16回締約国会議(COP16)の報告

- 遺伝資源に関するデジタル配列情報(DSI)の 多国間利益配分メカニズムについて

一般財団法人 バイオインダストリー協会生物資源総合研究所所長 宝来 真志

15:35-16:00 質疑応答

16:00 閉会



生物多様性条約第16回締約国会議(COP16)の報告

- 遺伝資源に関するデジタル配列情報 (DSI) の 多国間利益配分メカニズムについて -

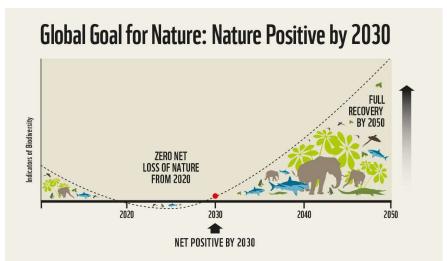
> 一般財団法人 バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 所長 宝来 真志

本日の内容

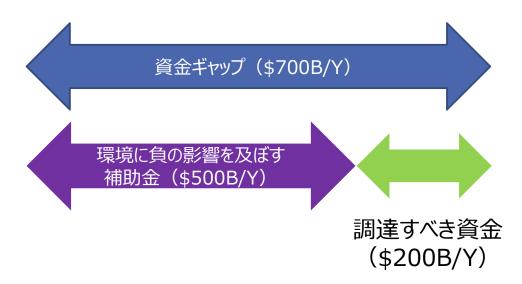
- > DSI利益配分問題の背景と議論動向
- > COP16の概要
- ➤ 採択された決定文書案の解説 (Annex、Enclosure)
- > 今後の予定

DSI(Digital Sequence Information)の利益配分の背景

- 天然資源に対する国家の主権的権利:遺伝資源の利用と利益配分は、生物多様性条約と名古屋議定書で規定。
- "デジタルパイラシー": 遺伝資源の提供国(主に開発途上国)は、公的データベースを通じたDSIの利用の拡大により利益配分が回避されているとして、DSIからの利益配分等を要求。
- GBF達成に必要な資金の新たな調達手段:生物多様性の損失の逆転に必要な年間7,000億ドルのうち、2,000億ドルの一部をDSIの利益配分で調達することが期待されている。
 - ※GBF(Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework): 2030年までに達成すべき世界目標



https://www.naturepositive.org



DSIからの利益配分に関する議論の動向

- 第15回締約国会議 (COP15): 2022年12月@カナダ・モントリオール
 - DSIの使用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することに合意する
 - 国際基金の設置を含む、利益配分のための多国間メカニズム (MLM) を設置すること
 - 公開作業部会を設置し、COP16(2024年10月)にむけたMLMに関する勧告案を策定すること
- **第1回公開作業部会(WGDSI-1)**: 2023年11月@スイス・ジュネーブ
 - 決定15/9 Annexの各論点に対する意見出しと仕分け
- 非公式アドバイザリーグループ(IAG): 2024年1月~6月@オンライン(計7回)
 - 更なる議論が必要な項目について検討
- **多数国間メカニズム**に関する共同議長提案:2024年6月末
 - WGDSI-2の議論の土台案を公開(CBDウエブサイト)
- 第2回公開作業部会(WGDSI-2): 2024年8月12日~16日@カナダ・モントリオール
 - COP16への勧告案を策定

本日の内容

- > DSI利益配分問題の背景と議論動向
- ➤ COP16の概要
- ➤ 採択された決定文書案の解説 (Annex、Enclosure)
- > 今後の予定

開催期間:2024年10月21日~11月1日

場所 : コロンビア (カリ)

会場: Centro de Eventos Valle Del Pacífico (CEVP) 参加者: 13,000人(生物多様性条約COPで過去最大規模)

• 日本政府代表団:外務省、文部科学省、農林水産省、水産庁、経済産業省、環境省の関係者

• 遺伝資源のデジタル配列情報(DSI: Digital Sequence Information)の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズム、先住民及び地域社会の参画に関する生物多様性条約第8条(j)項補助機関会合の設立、昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)の進捗を測るモニタリング(指標を含む)やレビューの仕組みなどが議論。



会場(CEVP)



全体会議



グスタボ・ペドロ コロンビア共和国大統領



スサナ・ムハマド コロンビア環境・持続可能 開発大臣(COP16議長)

本日の内容

- > DSI利益配分問題の背景と議論動向
- > COP16の概要
- ➤ 採択された決定文書案の解説 (Annex、Enclosure)
- > 今後の予定

注:11/15現在、まだCOP16のページにDecisionが掲載されていないため、本資料は公開されている 決定文書案rev1に対し、JBAが会議場で聞いたインド及び日本の修文内容を追加した暫定決定文書 及びそのJBA仮訳をベースに作成

パラグラフ1:多国間メカニズムの適用範囲

- 1. 遺伝資源のデジタル配列情報の使用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための多国間メカニズムは、各国の法令を損なうことなく、以下の遺伝資源のデジタル配列情報を対象とする。
- (a) 該当する場合は、国内法規に従って、公共に公開されていること
- (b) 遺伝資源へのアクセス時に設定された相互に合意された条件の対象となっていないもの(ただし、それらの条件がデジタル配列情報を自由に使用可能とすることを認めている場合を除く)
- (c) 遺伝資源のデジタル配列情報の使用に関する公正かつ衡平な利益配分が、他のアクセスと利益配分に関する国際協定により規定されていないもの(ただし、それらの協定がその目的のために多国間メカニズムを選択する場合を除く)

- 多国間メカニズムの対象が議論されてパラグラフ1に書かれた
- MLMで扱うDSIの範囲:他のABS関連条約や国内法でカバーされていない、一般公開されたDSI
- ・ 最後にインドが「国内法令に反しない」を入れることを提案。スイスは、二国間を想起させる文言を入れると多国間のメ カニズムであることを弱めてしまうため、最後まで反対した。

- 決定文書案: CBD/COP/16/L.32/Rev.1 (JBA暫定版·仮訳) (https://www.cbd.int/doc/c/bd4f/2861/9dce4f46d43a637231a442e0/cop-16-l-32-rev1-en.pdf)
- JBAにてパラグラフにタイトル付け

パラグラフ2:利益配分の原則

2. 多国間メカニズムの下の遺伝資源に関するデジタル配列情報のすべての使用者は、その使用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するべき(should)である。

- 「shall」ではなく「should」。条約の文書としては、shouldとされていても法的拘束力を持つ義務とは解釈されないと理解
- DSIユーザーであれば、先進国/途上国を区別しない

パラグラフ3: 商業利用者の金銭的貢献

3. 商業活動における遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から直接または間接的に利益を得るセクターにおけるデジタル配列情報の使用者は、その規模に応じて、profitまたはrevenueの一部をグローバル基金に拠出するべきである(should)。パラグラフ13項を考慮し、貸借対照表の日付において、直近3年間の平均で、これらの閾値(総assets:2,000万米ドル、Sales:5,000万米ドル、Profit:500万米ドル)のうち少なくとも2つを上回る事業体は、参考レートとして、Profitの1%またはrevenueの0.1%をグローバル基金に拠出するべきである。このような使用者が属する可能性のあるセクターの参考リストは、エンクロージャーAに記載されている。

- 「shall」ではなく「should」。条約の文書としては、shouldとされていても法的拘束力を持つ義務とは解釈されないとの 理解
- DSI使用者であり、商業的に利益を上げているとみなされるセクターに属する大企業が対象。
- 収益(売上)あるいは利益のx%、セクターの特定(エンクロージャーA)や企業サイズによる分類方法、料率については例示が挙げられたが、COP17に向けて更に検討されることとなった(パラグラフ4)。
- セクターの特定については、国際標準産業分類(ISIC)などのデータベースの利用が研究され、見直される。
- ※国際標準産業分類(International Standard Industrial Classification of All Economic Activities; ISIC): 国連が策定・管理している国際的な産業分類システム。企業の事業内容を国際的な基準で整理・分類。

(参考) 基金への拠出オプション案(COP16への勧告案)

パラグラフ3.

[Op.A DSIユーザーは、その開発においてDSIを使用し、上市して利益を得た製品[及びサービス]の [profits][revenue][turnover]の[X]%をグローバル基金に拠出[するよう奨励される][するものとする][するべきである][しなければならない]。

Op.B [[DSIの使用[から利益を得る][に依存する]セクターで]、[商業活動において]DSIの使用に[大きく依存している][直接または間接的に恩恵を受けている]]DSIユーザーは、その[profits][revenue][turnover][sales] の[X]%を [それぞれの状況に応じて、参考料率(リスト)として]グローバル基金へ拠出する[よう奨励される][ものとする][するべきである][しなければならない]。[そのようなセクター][そのような利用者が属するセクター]の[参考]リストは、エンクロージャーAに記載されている。

Op.C [DSI][生物資源][を使用して開発または創出された] [の使用にリンクした]全ての製品[及びサービス]の小売価格の 1 %をグローバル基金へ拠出する。

Op.D DSIを積極的に活用するDSIユーザーは、自身の[revenue][profit]の一部を、グローバル基金へ拠出 [するよう奨励される][するものとする][するべきである][しなければならない]。]

 正確な内容は公式文書(CBD/WGDSI/REC/2/1)をご確認ください (https://www.cbd.int/doc/recommendations/wgdsi-02/wgdsi-02-rec-01-en.pdf)

(参考) 基金への拠出オプション案(COP16/ノンペーパーv2)

Option E. Users of digital sequence information on genetic resources in sectors that directly or indirectly benefit from the use of digital sequence information on genetic resources for the development of products and services placed on the market [are encouraged to][should] contribute to the global fund a proportion of their profits or revenue, according to their size*.

Large-sized entities [are encouraged to][should] contribute to the global fund [1-2] percent of their [profits] or [0.1-0.2] percent of their [revenue], [as an indicative rate].

In light of the first review of the mechanism at the eighteenth meeting of the Conference of the Parties, the Conference of the Parties may decide that **medium** or **small and medium sized entities** [be encouraged to][should] contribute to the global fund an agreed amount.

[An indicative] list of sectors to which such users may belong, is contained in enclosure A.

*Large-sized entities are entities which on their balance sheet dates exceed at least two out of three of the following criteria, averaged over the preceding three years:

a. Total assets: USD 20 million

b. Sales: USD 50 millionc. Profit: USD 5 million

*Medium-sized entities are those which on their balance sheet dates exceed at **over the preceding three years**:

a. Total assets: USD 5 million

b. Sales: USD 10 million

c. Profit: USD 1 million

CGの議論を経て、共同議長がOp.Eを追加

- Op.Bと同様に参考セクターリストの企業が対象
- 企業規模の閾値が追加
- 拠出率が参考レートとして追加

• 正確な内容は公式文書(Non-paper on item 9 - version 2 Digital sequence information on genetic resources)をご確認ください(https://www.cbd.int/doc/c/ae7a/3cb9/33f7850ec1bd2e2c2d3e94f4/non-paper-item-09-v2-en.pdf)

^{*}Entities that are neither large- nor medium-sized will be classed as small-sized entities.

パラグラフ4:閾値と拠出率の設定

4. 各国および国際的な基準に基づく小規模、中規模、大規模事業体の識別、及び、歳入創出や経済競争力への影響を含む拠出率に関する委託研究を踏まえ、第17回締約国会議では、閾値および拠出率を定め、その後も定期的に見直しを行う。

【ポイント】

• 企業規模の閾値、拠出率はCOP17で定め、定期的に見直す

パラグラフ5:非使用者への適用除外

5. パラグラフ3の規定は、エンクロージャーAに列挙されたセクターで活動する事業者で、遺伝資源に関するデジタル配列情報を直接または間接的に使用しない者には適用されない。

【ポイント】

• 非DSI使用者は適用除外

パラグラフ9:学術機関等への適用除外

9. 公共データベース、学術機関、公共研究機関は、グローバル基金への金銭的貢献を想定されていない

【ポイント】

• 学術機関等は、金銭的利益配分義務を免除される見込み

エンクロージャーA: DSIの使用から利益を得る可能性があるセクターの参考リスト

遺伝資源のデジタル配列情報の使用により直接または間接的に利益を得る可能性がある分野の参考リスト

- 1. 遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用から直接的または間接的に利益を得る可能性のあるセクターには、以下のようなものがある:
- (a)医薬品
- (b)栄養補助食品(食品及び健康補助食品)
- (c)化粧品
- (d)動植物の品種改良
- (e)バイオテクノロジー
- (f)試薬および消耗品を含む、遺伝資源の塩基配列の決定およびデジタル塩基配列情報の使用に関連する研究用機器
- (g)人工知能を含む遺伝資源のデジタル配列情報に関する情報・科学・技術サービス
- 2. 現在のリストは、国際標準産業分類(ISIC)、中央生産物分類(CPC)および対応する地域または国のコードに特に留意しながら、常に見直しが行われる。
- ※中央生産物分類(Central Product Classification; CPC): 国際貿易や統計のために各国が共通して使用できる標準化されたコードであり、特定の業務やサービス内容を分類する。

パラグラフ6:非金銭的利益配分の原則

6. 遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用者は、適切である場合には、非金銭的利益を公正かつ衡平に配分すべきである(should)。非金銭的利益配分は、本実施要領に含まれる金銭的利益配分に関する規定を補完するものである。

- ・「shall」ではなく「should」。条約の文書としては、shouldとされていても法的拘束力を持つ義務とは解釈されないと 理解。
- 非金銭的利益配分と金銭的利益配分は補完的な関係にあり、一方が他方の代替とはならない(非金銭的利益配分を実施したとしても、それによって金銭的利益配分が免除されることはない)

パラグラフ7:非金銭的利益配分の対象

7. 非金銭的利益配分は、特に、遺伝資源に関するデジタル配列情報の生成、アクセス、使用、保存のための能力構築、および先住民および地域社会(その地域社会内の女性および若者を含む)が自ら特定したニーズを含む、能力および技術開発のニーズおよび優先事項を支援すべきである。非金銭的利益配分は、現在進行中の活動を基盤とし、生物多様性条約の能力開発と構築に関する長期戦略枠組みと、昆明・モントリオール世界生物多様性枠組みを支援する技術的・科学的協力関係を強化するメカニズムを通じて促進される。

【ポイント】

・ 非金銭的利益配分は、DSIの生成、アクセス、使用、保存のための能力構築、 IPLCsのニーズ、能力・技術開発の ニーズなどを優先的に支援

パラグラフ8:非金銭的利益配分の促進方法

8. 非金銭的利益配分は、主に能力構築の必要性、知識交換、進行中の非金銭的利益配分活動の紹介および報告に関する情報を提供するような条約に基づく既存のクリアリングハウスを通じて促進される。

- DSIからの非金銭的利益配分(NMBS)を促すための新しい仕組みを作るのではなく、既存のABS-CHメカニズムを 活用してNMBSを促していくことになった
- ※ABSクリアリングハウス:ABSに関する法令や科学的・技術的、また遵守に関する情報を共有するために、CBDが提供しているグローバルポータルサイト

パラグラフ10:データベース運営者のとる措置

- 10. 遺伝資源に関するデジタル配列情報に依存するツールやモデル、およびデータベースを運用する事業体は、遺伝資源に関するデジタル配列情報を一般に公開する場合は、以下の措置を講じるべきである。
- (a)遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から生じる利益を公正かつ衡平に配分するための<mark>多国間メカニズムに関する情報</mark>を、 データベースにアクセスする人々に提供し、データベースを通じてアクセスした遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から金銭的 利益を生み出す場合、多国間メカニズムを通じてその利益を配分する必要があることを強調する。
- (b)データを登録する人々に、該当する国内および国際的なアクセスと利益配分の義務を遵守する必要があることを知らせる。
- (c)デジタル配列情報が由来する遺伝資源の原産国に関する情報と、適切である場合には、デジタル配列情報が由来する遺伝資源に関連するメタデータの提供を要求する。それには、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用とその起源または出所を示すものを含む。
- (d)データのオープンアクセスと整合性を保ち、データのガバナンスに関するfindability、accessibility、interoperability、reusability(FAIR)の原則、集団的利益、管理権限、責任および倫理(CARE)の原則、ならびに透明性、責任、ユーザー重視、持続可能性および技術(TRUST)の原則を考慮すること。また、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の「オープンサイエンスに関する勧告」の第III章に定められた勧告も考慮すること。
- (e)遺伝資源に関するデジタル配列情報を登録する者に、それを禁止する制限の対象ではないことを示すよう求める。

- 遺伝資源に関するデジタル配列情報を公開する事業体が対象。
- データベース運営者のとる措置は以下のとおり 多国間メカニズムに関する情報提供、原産国情報等の要求、データ原則(FAIR、CARE、TRUST)との整合性 デジタル配列情報を登録する者に、それが禁止されるような制限を受けていないことを示すよう求める

パラグラフ11:締約国のデータベース事業体にとる措置

11.配列データベースへの資金提供、スポンサー、ホスティングを行う<mark>締約国は、そのようなデータベースを運用する事業体</mark>が、本決定および締約国会議の将来の関連決定を効果的に実施するための措置を講じることを確保すべきである(should)。

【ポイント】

• 締約国はデータベースを運用する事業体を監督するための措置を講じる

パラグラフ12:非締約国への奨励

12.他の(非締約国の)政府が資金提供、後援、または配列データベースのホストの場合、そのようなデータベースを運営する事業体が、本決定および締約国会議の将来の関連決定の効果的な実施を確保するための措置を講じることを奨励する。

【ポイント】

• 非締約国がデータベースを運用する事業体を監督するための措置を講じることを奨励する

パラグラフ13:国内措置の奨励

13.締約国および非締約国は、多国間メカニズムの態様に則り、自国の管轄区域内のユーザーによるグローバル基金への 拠出を奨励するための、国内法に一致する、行政上、政策上または立法上の措置を講じるよう求められる(are invited to)。

- 締約国および非締約国は、拠出を奨励する国内措置を講じるよう求められる。「should」ではなく「be invited to」と なっており、よりソフトな表現となった。
- 非締約国はCBDのCOP決定に縛られることはないが、その国の企業に拠出を促すこと等を非締約国に奨励

パラグラフ14:拠出金の支払い方法

14.グローバル基金への拠出金は直接行うことが期待されているが、各国当局を通じて行うこともできる。領収書はグローバルファンドへの拠出時に発行される。

- 拠出は直接または各国当局を通じて行う
- 領収書は、グローバルファンドへの拠出時に、直接拠出した企業ないしは各国当局に発行される

パラグラフ15:証明書の発行

15.使用者が多国間メカニズムの態様に従って基金に金銭的貢献を行う各年について、使用者は多国間メカニズムの下での遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から生じる金銭的利益を公正かつ衡平に配分したものとみなされ、それに応じた証明書を受け取る。このような証明書は、使用者がその年における多国間メカニズムの範囲内で遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から生じるさらなる金銭的利益配分するいかなる想定からも除外される。

- 年次証明書の発行
- 証明書の効力は多国間メカニズムのスコープ内

パラグラフ16:追加的拠出の奨励

16.上記の条項で規定されたものに加えて、グローバル基金への拠出も奨励される。

【ポイント】

• 追加拠出の奨励

パラグラフ17:資金の配分の原則

17.グローバルファンドへの資金は、公正、衡平、透明、説明責任、ジェンダー対応の観点から配分されるべきである。

【ポイント】

• 公正、衡平、透明、説明責任のある配分

パラグラフ18: 資金使途

18.資金は、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、移行経済国における条約の目的の実現を支援すべきであり、特に、国家生物多様性戦略および行動計画に記載された活動の実施を通じて、生物多様性の保全および持続可能な利用に貢献し、生物多様性に関する科学研究に貢献し、先住民及び地域社会(それらの地域社会内の女性および若者を含む)に利益をもたらし、条約第16条に従って、能力に応じた遺伝資源に関するデジタル配列情報の生成、アクセス、使用、分析、保存を行う能力の構築を支援する。また、先進国の先住民および地域社会に対しても、適切な場合には、これらの目的のための資金援助が利用可能とする。他の政府間フォーラムが、遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用からの利益を配分するための多国間メカニズムの使用を決定した場合、資金援助は、その目的の実現も支援すべきである。

【ポイント】

開発途上国支援の重視

パラグラフ19:資金配分方式

19.資金は、グローバル基金で利用可能な資金の全体的な水準と、エンクロージャーBに定める指針となる基準の一覧を考慮して配分される。フォーミュラは、エンクロージャーCに定める附託条件で設立されたグループの作業に基づき、第17回締約国会議で決定される。

【ポイント】

• どの様な国にどの様な基準で基金をいくら配分するかを決めるフォーミュラについては、専門家がいない場では決められない。今回は定性的な基準が示されるにとどまり、専門家による作業を経たのちに今後決定される。

エンクロージャーB: 資金割当基準の参考リスト

資金割当基準の参考リスト

- 生物多様性の豊かさ、及びその他の<mark>生物多様性に関する基準で、国レベルでデータが容易に入手できるもの。</mark>
- データベースのデジタル配列情報の元となった遺伝資源の<mark>地理的起源</mark>(このデータは現在、不完全または代表的でないことが多いことに留意)
- 開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行途上国、先住民及び地域社会の状況を考慮した、生物多様性の保全と持続可能な利用のための能力ニーズ

エンクロージャーC:技術専門家グループの附託事項

割当方法に関するアドホック技術専門家グループの附託事項

- 1. 割当方法に関するグループは、決定15/9 (パラ16)及び決定16/--のパラグラフ21に基づき、決定15/9で設立されたグローバル基金からの資金支出に関する残された未解決の問題に関し、技術的な助言とガイダンスを提供する。特に、同グループは、第17回締約国会議での審議に向け、エンクロージャーBで設定された基準に基づいて、グローバル基金からの資金支出のための割当方法論を作成する。
- 2. グループは、締約国から指名された 15名の技術専門家、7つの社会文化的地域の先住民及び地域社会の代表から指名された 7名の専門家、関連組織から4名の専門家で構成される。事務局長は、事務局と協議の上、締約国から受け取った指名に基づき、候補者の性別および関連する専門技術を考慮し、決定14/33に規定する利害の対立を回避または管理する手順を適用して、専門家を選定する。
- 3. 同グループは、その任務を遂行するにあたり、必要に応じて既存の専門知識を活用し、関連機関と連携することが可能
- 4. 財源が可能な場合、グループは、タイムリーな助言の提供を確保するため、必要な場合には会合を開き、可能な限り他の関連会合と合同で開催する。可能な場合、事務局は利用可能な電子的通信手段を利用し、直接会合を開く必要性を減らす。

パラグラフ20:基金配分の実施体制

20.締約国への資金は、パラグラフ21に記載されているとおり、各国への直接割当を通じて配分される。各受領締約国は、資金を受け取り、パラグラフ18に記載されている活動を支援するために、透明性のある方法で資金を分配する国内生物多様性基金などの国内組織を、適宜、指定または設立することが推奨される。このような主体は、国主導または地域主導のプロセスを通じて策定されたプロジェクトに基づいて資源を配分することができ、資金が透明性のある方法で配分された目的のために使用されることを確保する責任を負うべきである。このような主体は、国際的に受け入れられている受託者基準に従って運営され、基金によって実施された活動とその影響に関する報告を行うべきである。受領締約国は、自国の裁量により、これらの機能を果たす国際的、地域的、または準地域的な主体を指定することもできる。

【ポイント】

• 各国への資金配分は直接的

パラグラフ21: IPLCs等への資金配分

21.適切な場合、各国の事情および国内法に従うことを条件として、グローバル基金の資金の少なくとも半分は、政府を通じて、または先住民および地域社会が特定した機関への直接支払を通じて、先住民および地域社会(それらの地域社会内の女性および若者を含む)が自ら特定したニーズを支援すべきである。

【ポイント】

基金の半分が先住民及び地域社会(IPLCs)へ直接配分

パラグラフ22:能力開発支援の確保

22.締約国会議は、途上国締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、移行経済国が、遺伝資源に関するデジタル塩基配列情報に完全に参加し、その恩恵を十分に受けるために必要なツールや専門知識を利用できるように、能力構築および能力開発を支援するための資金の一部を確保することができる。

【ポイント】

• 能力開発支援資金の一部を確保

パラグラフ23:基金の管理体制

23.基金は、締約国会議の決定に従い、締約国会議の権限の下、かつ締約国会議に対して責任を負う形で、<mark>国連が国連マルチパートナー信託基金</mark>事務局を通じて管理する。

- 国連が国連マルチパートナー信託基金により管理。
- ※国連マルチパートナー信託基金(UN Multi-Partner Trust Fund): 国連システムの中で運用される、複数のドナー(援助国・機関)からの資金を一つの基金にまとめて管理・運用する仕組み

パラグラフ24:運営原則

24.多国間メカニズムとその基金は、包括性、衡平性、透明性の原則に従って運営される。

【ポイント】

• 包括性、衡平性、透明性の原則

パラグラフ25: IPLCsの権利尊重

25.多国間メカニズムは、先住民及び地域社会の権利を尊重しなければならない。これには、これらの地域にいる女性と 若者が含まれる。

【ポイント】

• 先住民及び地域社会(IPLCs)の権利尊重

パラグラフ26:国内措置との整合性パラグラフ27:他の条約との調和

26.遺伝資源に関するデジタル配列情報へのアクセスおよび利益配分に関する国内措置を妨げることなく、締約国が遺伝資源に関するデジタル配列情報へのアクセスおよび利益配分に関する国内措置を導入する場合、それらの措置を多国間メカニズムと整合させるよう求められる。これにより、多国間メカニズムの下で遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から生じる利益配分が重複することがないようにする。

【ポイント】

• 既存の(名古屋議定書に基づく)国内法との利益配分義務の重複を避けることため、国内措置を導入する場合は 多国間メカニズムとの整合性が必要。利益配分の重複を避け、二重支払いを防ぐことが合意された。

27.多国間メカニズムは、遺伝資源に関するデジタル配列情報に関する他の国際的なアクセスと利益配分に関する文書と相互補完的に、適応する形で実施され、義務の重複を回避し、また適当な場合には、プロセスを合理化する。他のアクセスと利益配分に関する国際的な文書は、多国間メカニズムと協力し、また適当な場合には、プロセスを合理化することが求められる。メカニズムの規定は、既存の国際協定から生じる締約国の権利と義務に影響を及ぼさない。

【ポイント】

- 多国間メカニズムが各制度間の調和と効率化を目指しながら、既存の権利義務関係を尊重。
- 他のABS関連国際条約(ITPGRやパンデミック、BBNJなど)との利益配分の重複を避けることが合意された。

パラグラフ28: 運営体制

28.グローバル基金を含む多国間メカニズムは、締約国会議の権限と指導の下で運営され、同会議に対して責任を負う。 メカニズムの管理機関としての締約国会議を支援するため、同会議の指導の下、エンクロージャーDの職務権限および構成規定を有する運営委員会が設置される。エンクロージャーEの職務権限規定を有する事務局が設置され、運営委員会に奉仕し、メカニズムの機能の支援にあたる。多国間メカニズムの運営はグローバル基金によって資金が提供される。

【ポイント】

運営委員会、事務局の設置

エンクロージャーD:運営委員会の附託事項

運営委員会の附託事項

- 運営委員会の機能は、第16回締約国会議が定めた方式に従って基金が資金を支出することを確実にするために、 基金のホストの運営を監督する。
- 多国間メカニズムの事務局の運営を指導する。
- 締約国会議に対し報告し、助言を提供する。
- 実施に関する補助機関による多国間メカニズムの有効性に関するレビュー、及び多国間メカニズム(世界基金を含む)の有効性をレビューする第17回締約国会議において採択するために、必要に応じて、エンクロージャーDに記載されているレビューで考慮すべき要素の指標を含め、昆明・モントリオール世界生物多様性枠組みのモニタリング枠組みの関連指標を考慮しつつ、方法論策定する。

運営委員会の構成

監督機関は以下の者で構成される

- 締約国の代表で、国連の各地域の地理的代表が等しく含まれる。
- 先住民及び地域社会の代表。
- 市民社会の関係者、学術/団体、公的データベースの運営者、民間部門。
- 国連機関の代表者。

エンクロージャーD:運営委員会の附託事項(続き)

グループ構成のオプションは下表の通り

- 運営委員会は、締約国会議によって設置される。運営委員会のメンバーは、締約国およびオブザーバーグループからの 推薦に基づき、定められた手続きに従って選出される。グループの議長は、条約締約国を代表する委員会メンバーの中 から指名される。
- 運営委員会は、必要に応じて直接またはバーチャルで開催される。監督機関の意思決定は、メンバーのコンセンサスによって行われる。

委員会の構成

運営委員会の構成に関する選択肢:

メンバー (25)	議長(締約国の中から任命)	1	
	締約国(地域代表)	15	各地域3名
	先住民及び地域社会	7	各社会文化地域につき1名
	国連機関	2	
オブザーバー (6)	市民社会、科学機関、民間部門	6	各カテゴリー2名

^{*}MPTFはホスト機関として指定されているため、MPTFOの標準業務手順書に従い、基金の設立には最低2つの国連機関が必要である。

エンクロージャーE:事務局の機能

事務局の機能

多国間メカニズム事務局は、多国間メカニズムの運営主体である締約国会議の決定に従い、運営委員会の指導の下、 グローバル基金を含む多国間メカニズムの機能を支援する。具体的には、事務局は以下のことを行う:

- 基金のホスト機関から提供された情報に基づき、グローバル基金への拠出に関する定期的な報告書および分析を作成する。
- 受領団体から提供された情報に基づき、基金の使用に関する定期的な報告書および分析を作成する。
- 運営委員会の開催
- メカニズムの管理機関として、締約国会議が決定するその他の任務を遂行する。

パラグラフ29:有効性のレビュー

29.グローバル基金を含む多国間メカニズムの有効性は、決定書15/9で確立された原則に従い、第18回締約国会議およびその後の2年ごとの会議で、エンクロージャーFに列挙された要素と、第17回締約国会議で採択される予定の方法論を考慮し、また、決定書15/6に従って、第17回および第19回締約国会議のために実施される予定の昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施における全体的な進捗状況に関する世界規模のレビューの関連性にも留意しつつ、レビューされる。

【ポイント】

• エンクロージャーFに列挙された要素と、第17回締約国会議で採択される予定の方法論を考慮し、COP18にて多国間メカニズムの有効性をレビュー

エンクロージャーF:レビューで考慮される要素

レビューで考慮される要素

- (a)グローバル基金を通じて動員された資金の総額、および拠出国と受領国(国、先住民及び地域社会、それらコミュニティ内の女性と若者)別の内訳。
- (b)多国間メカニズムの経験と新しい技術的・商業的発展を考慮に入れた、エンクロージャーAに規定されるセクターの参考リスト。
- (c)基金が支援する活動に関する概要情報。
- (d)多国間メカニズムによって促進される非金銭的配分の範囲と、受領者が自認するニーズとの整合性の評価。
- (e)運営コストと金銭的拠出のトリガーの適切性を考慮に入れた、グローバル基金を含む多国間メカニズムの効率性の評価。
- (f)生物多様性条約の3つの目的の実現に対する多国間メカニズムの貢献の評価 および関連する目標とターゲットの実施、ならびに分野横断的な考慮事項 昆明・モントリオール世界生物多様性枠組の評価、並びに分野横断的な考慮事項。
- (g)遺伝資源に関するデジタル配列情報の提供者及び利用者に法的確実性を提供する多国間メカニズムの有効性の評価。
- (h)多国間メカニズムと国内アクセス及び利益配分の取り決めとの間の相互作用に関する情報。
- (i) 多国間メカニズムを通じて配分される金銭的配分、及び国内アクセス・利益配分措置の下で配分される金銭的利益に関する入手可能な情報。
- (j) 多国間メカニズムの運用が、先住民及び地域社会(共同体内の女性及び若者を含む)の権利に与える影響に関する情報。
- (k) 多国間メカニズムの運用が、特にオープンアクセスに関して、遺伝資源に関するデジタル配列情報に関する公的データベースの運用に与える影響、及び先住民のデータガバナンスを含むデータガバナンスへの潜在的な影響を含む、研究及びイノベーションへの影響に関する情報。
- (I) 多国間メカニズムの運用と他の多国間アクセス及び利益配分文書との相互作用及び相乗効果に関する情報。
- (m) 遺伝資源に関するデジタル配列情報へのアクセスと利益配分に関する多国間メカニズムと既存の国内措置との相互作用のレビュー。
- (n)後日、多国間メカニズムを遺伝資源に自主的に拡大することのケース・バイ・ケースでの実現可能性に関連するあらゆる要素。
- (o)多国間メカニズムの運営に関連する新技術及び新技術に関する情報。
- (p)遺伝資源のデジタル配列情報に関する<mark>公開データベースの運用</mark>に関する多国間メカニズムの運用の<mark>影響</mark>に関する情報、データガバナンスへの潜在的な影響、それにはANNEXのパラグラフ10に従ってそのようなデータベースを運用する組織が講じる措置を含む。
- (q)ANNEXのパラグラフ12に従って、締約国が執る措置に関する情報。
- (r)フォーミュラによる割当の機能に関する情報。

パラグラフ30:指標の活用

30.また、このレビューは、昆明・モントリオール世界生物多様性枠組みのモニタリング枠組みにおける関連指標、ゴールCの主要指標およびターゲット13のバイナリー指標も参考にする。

【ポイント】

• レビューにはゴールCとターゲット13主要指標、ターゲット13のバイナリー指標を参考にする。

パラグラフ31:メカニズムの調整

31.パラグラフ29に記述されたレビューに照らして、第18回締約国会議において、遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関して、グローバル基金を含む多国間メカニズムの実効性および効率性を改善するために必要な調整について検討する。

【ポイント】

• COP18におけるレビューに基づき、多国間メカニズムの実効性および効率性を改善するために必要な調整について検 討する

まとめ

【全体】

決定書のAnnexは多国間メカニズム(MLM)の以下を規定。ただし、各国がどのような解釈をし、措置を執るかは不明。

- > 対象範囲を定義
- ▶ 金銭的・非金銭的利益配分の枠組みを確立
- ▶ データベース運営の要件を規定
- ▶ 資金メカニズムの運営方法
- ▶ 実効性確保のためのレビュー体制を整備

【基金への拠出】

- ▶ 基金への拠出は努力義務
- ➤ MLMの対象は、他のABS関連条約や国内法でカバーされていない、一般公開されたDSI
- ➤ 企業規模の閾値と拠出率は参考値が示されたが、COP17で定め、定期的な見直し
- ▶ セクターリストは常に見直し
- ▶ 非DSI使用者は適用除外
- > 学術機関は適用除外

【非金銭的利益配分】

▶ 非金銭的利益配分は努力義務

【基金の配分】

▶ 直接配分。配分先は、IPLCs、国、能力開発となった。

本日の内容

- ➤ DSI利益配分問題の議論動向
- > COP16の概要
- ➤ 採択された決定文書案の解説 (Annex、Enclosure)
- > 今後の予定

今後の予定

● COP17までの会期間

- ① 意見提出:1)透明性、説明責任が果たせるDSIの公開方法、2) DSIからの利益配分対象・あり方の追加について(製品、サービスを含む)
- ② 委託調査:1)透明性、説明責任が果たせるDSIの公開方法、2)中小企業及び大企業の識別に関する国内及び国際的な基準に関する調査、3)収益創出と経済競争力への影響も含めた拠出率
- ③ 実施補助機関 (SBI): 勧告案の作成1) DSIからの利益配分の追加的方法、2) DSIア クセスのためのツール・プラットフォームの可能性について検討、閾値および拠出率の決定
- ④ アドホック技術専門家グループ(AHTEG):グローバル基金からの割当方法論(フォーミュラ案)の作成
- ⑤ 運営委員会:有効性レビューの方法論の策定
- COP17 (2026年@アルメニア): 中小企業を範囲に入れるかを検討し、拠出率、閾値を定める。有効性レビュー方法の決定。割当てに関するフォーミュラの決定
- COP18 (2028年@場所未定): 多国間メカニズムのレビュー (エンクロージャーFに沿って)

ご清聴ありがとうございました

皆さまのご意見をJBAにお聞かせください!

バイオインダストリー協会 (abs.info@jba.or.jp) までお願いいたします。